

令和5年 第9回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和5年9月8日（金）午前9時29分～
2. 場 所	にかほ市金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（10名）	2番 加藤朋光 3番 佐々木鋼記 5番 齋藤一成 6番 巴 朋之 7番 須藤孝子 8番 須田 久 9番 佐藤久美子 10番 森 孝良 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 (傍聴人 推進委員 伊藤盛雄)
5. 欠席した委員（2名）	1番 佐々木純子 4番 須田貴志
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 議事録署名委員	5番 齋藤一成 6番 巴 朋之
8. 出席した事務局職員	事務局長 小森俊英 副主幹班長 村上裕子 主査 齊藤雄介
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第13号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【97件】
報告第14号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【2件】
議案第33号	農地法第4条の規定による使用目的変更の件について ・・・【1件】

議案第 3 4 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について . . .【 5 件】

議案第 3 5 号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について . . .【 1 1 8 件】

議案第 3 6 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見聴取について . . .【 1 件】

◆事務局長 ただ今より、令和 5 年第 9 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
(開会 午前 9 時 2 9 分)

◇会長

おはようございます。

8 月下旬から 9 月上旬にかけてまして、農地パトロールやら研修会など行事が重なりまして、続けて本日の総会と、お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

雨の降らない、そして暑い日が続きまして、ようやく雨が降って涼しくなって良かったなと思っていましたら、今度は台風 1 3 号の進路が怪しい予報となっております。新聞におもしろい記事が載っております、1 3 号の進路予想がアメリカと日本ではだいぶ違っているというものでした。今は異常気象と言われていますが、それだけ予報が難しくなっているのかなと、改めて感じたところでございます。

カントリーエレベーターの受入れが 1 3 日からということで、稲刈りも本格的に始まることとなります。本日午後から J A の理事会が開かれまして、5 年産米の概算金が決定される予定となっております。夜には各地で座談会が開かれまして、そこで報告されるものと思います。

農業委員会関係では、地域計画の策定が令和 6 年度末までということで、今後の 1 年半は非常に大事な時期となります。皆様には色々勉強していただき、ご意見をいただければと思います。

本日、議案の件数が多いですが、畑地区ほ場整備の換地に係るものでありますので、まとめて説明するなど、時間短縮に努めますので、よろしく申し上げます。

◆事務局長

ありがとうございました。

これより議事に移りますが、その前に議案書の修正をお願いいたします。議案書58ページ、議案第35号-8の利用権を設定する者の氏名を 齋藤ミサ子 に修正願います。住所の修正はありません。

それでは議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしく願います。

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。1番 佐々木純子委員、4番 須田貴志委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中10名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

5番 齋藤一成委員 6番 巴 朋之委員 の両名をお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

8月25日、県都市農業委員会会長会による県知事への要望書提出と県農業会議の臨時総会がありました。農協の理事会と重なったため欠席しております。農業会議の臨時総会は、書面により議案に賛成しております。臨時総会終了後、農業委員会会長会議もありましたので、そちらには出席しております。

29日に開催された釜ヶ台地域農業者協議会には、私と遠藤職務代理、加藤委員、伊藤推進委員に出席いただいております。

31日に県児童会館で開催された地区別研修会には、事務局職員含め13名が参加しております。

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書11ページから33ページになります。

件数が97件と非常に多いですが、報告第13号は全て、畑地区ほ場整備事業の換地処分完了による解約であります。

換地処分により、これまで従前地で設定していた利用権を引き継ぐこともできますが、利用権の設定期間が異なっていたり、利用権の設定されていない農地があったりなど、そのまま引き継ぐと逆に権利の管理が複雑になってしまうため、換地後の新しい字地番で権利を設定し直すため解約したものです。

なお、新しい字地番での権利の設定は、議案第35号に上程されております。

◇議長

報告第13号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第13号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第14号 農地の転用事実に関する照会についてを上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書34ページになります。

農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。

報告第14号-1についてであります。位置図、公図を議案書35、36ページに掲載しておりますが、場所は、JR金浦駅から線路と平行に、南に約250mにある、登記地目が田の土地になります。当該地周辺は住宅地となっており、その住宅地と同程度に盛土されておりました。迷惑はかけられないため、委託により草刈り程度の管理は行ってきましたが、十数年間作

付けされておらず、今後の作付けも見込めないものと判断し、非農地として回答しております。現地につきましては、小林会長、須藤委員に確認していただいております。

次に、報告第14号-2についてであります。位置図、公図を議案書37、38ページに掲載しておりますが、場所は、東北電力由利変電所から南東に約2.2km、東北電力小出発電所近くの登記地目が田の土地になります。当該地は周囲を山林に囲まれており、雑草が伸びておりました。今年の転作確認でも荒廢地と判断されております。今後も、耕作再開の見込みはないものと判断し、非農地として回答しております。現地につきましては、佐々木鋼記委員、佐藤敏彦推進委員に確認していただいております。

◇議長

報告第14号-1について補足します。

現地の近くをJR羽越線が通っており、かなり前のことで詳しいことは忘れてしまいましたが、貨物列車の脱線事故がありました。その時にこの土地周辺を、脱線した貨物列車の撤去作業のために整地したという経緯がありまして、その後住宅が建てられたりしたところもありましたが、当該地はそのまま活用されてこなかったというところではあります。

◇議長

報告第14号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第14号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次の議案に移ります。

議案第33号 農地法第4条の規定による使用目的変更の件について と 議案第34号 農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件については関連がありますので併せて上程します。一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は39ページからとなります。

議案第33号と第34号は、隣接する農地を一体的に砂利採取の用に供する農地の一時転用であります。

転用申請する土地の一部に、転用事業者の所有する農地が含まれておりますので、そちらが農地法第4条の規定による許可申請、それ以外が農地法第5条の規定による許可申請ということになります。

位置図、公図、現況写真を、議案書51ページから53ページに掲載しておりますが、場所は、国道7号線沿いにあるマメトラ農機象潟工場の北東約500m、国道、線路を挟んで株式会社進プレの向かい側約200mにある、登記地目が畑の土地です。

現況写真からもわかるとおり、申請地は現在、休耕地となっておりますが、砂地であることから以前は畑として利用されていたものと思われま

す。以上のようなことから、転用許可の要件である農地区分は、農振農用地区域内農地となっており、原則転用は出来ませんが、仮設等の一時的な利用でありますので、不許可の例外として認められております。また、議案書50ページ、農地復元計画書にもあるとおり、砂利採取終了後は農地として再生することでありま

◇議長

議案第33号及び第34号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇議長

暫時休憩いたします。 (午前10時00分)

◇議長

再開いたします。 (午前10時05分)

◇議長

他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、始めに議案第33号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長 次に、議案第34号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定します。

◇議長 次の議案に移ります。
議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書54ページからとなります。
市長より、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。
利用権設定の計画が合わせて118件でありまして、うち賃借権の新規が12件、再設定が105件、使用貸借権の再設定が1件で、利用権設定の総面積は1,265,218㎡です。
以上の計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると考えます。

始めに、議案第35号-1から3までを説明いたします。議案第35号-1は、使用貸借権の再設定であります。受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第35号-2と3は、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長 議案第35号-1から3までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第35号-1から3について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長 次の議案第35号-4から8と議案第35号-13から82は受人が同一でありまして、3番 佐々木鋼記委員 と関連がありますので、先に、議案第35号-9から12について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長 まず、議案第35号-4以降は、報告第13号 合意解約の件でも触れましたが、畑地区ほ場整備事業の換地処分完了に伴う利用権の設定であります。地域の調整により原則、契約期間は10年間、賃借料は、田は■■■■円/10a、畑は■■■■円/10aで統一されております。

それでは議案第35号-9から12について説明いたします。議案書は59、60ページになります。

議案第35号-9と10は、受人が同一で賃借権の新設であります。本来であれば、農地中間管理事業を利用した賃借権の設定としたいところでしたが、第35号-10の従前地の登記名義人が渡人の3世代以上前の方で、相続登記まで至らなかったことから、第35号-9についても、通常の利用権設定としたものです。受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第35号-11と12は、受人が同一で賃借権の新設であります。こちらは、現況一枚の農地となっております。受人が換地された農地を借りるのは、議案の渡人2人のみであることと、ほ場整備区域外の渡人の農地を、通常の利用権で賃借していることから、農地中間管理事業を利用しなかったものであります。受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長 議案第35号-9から12までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第35号-9から12について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長 議案番号戻りまして、議案第35号-4から8及び13から82は3番佐々木鋼記委員と関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈3番 佐々木鋼記委員退席〉 (午前10時11分)

◇議長 議案第35号-4から8及び13から82について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長 それでは議案第35号-4から8について説明いたします。議案書は57、58ページになります。

議案第35号-4から8は、受人が同一で賃借権の新設であります。こちらも農地中間管理事業を利用した利用権の設定としたいところでしたが、相続の関係や必要な書類が揃わない、などの理由から通常の利用権設定となったものであります。

次に、議案書61ページから96ページとなります。こちらも受人が同一で、こちらは農地中間管理事業を利用した賃借権の設定であります。受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長 議案第35号-4から8及び13から82までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇2番 加藤委員 35号-4と5は、農地中間管理事業でない賃貸借ということですが、ほ場整備もしていない農地ということですか。

◆事務局長 どちらもほ場整備をしております。ほ場整備には同意頂いていたものの、1件はその後所有者が亡くなり相続人不存在ということで、もう1件は、期限までに必要書類の揃う見込みがないということで、農地中間管理事業を選択しなかったものです。

◇議長 他にございませんか。

◇ 6 番
巴委員

35号-6の所有者が自治会となっておりますが、自治会に畑として換地されたということですか。

◆ 事務局長

換地に係る資料を確認したところ、従前地は全て、自治会所有の山林でありました。ほ場整備の計画でその山林も地区内に入れたことから、自治会所有の畑として換地されたものと聞いております。

◇ 議長

他にございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇ 議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第35号-4から8及び13から82について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇ 議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇ 議長

3番 佐々木鋼記委員の入室を許可します。

〈3番 佐々木鋼記委員着席〉 (午前10時17分)

◇ 議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆ 事務局長

議案書96ページから107ページです。

議案第35号-83から110は、受人が同一で、農地中間管理事業を利用した利用権の設定であります。契約条件は既にご説明のとおりで、受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

続きまして、議案書は108ページからになります。

議案第35号-111から113は、受人が同一で、農地中間管理事業を利用した利用権の設定であります。第35号-111のみ他の案件と賃借料が異なりますが、受人の法人の代表者が渡人でありまして、従前から、この賃借料となっているものであります。なお、受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

議案第35号-114から118も、受人が同一で、農地中間管理事業を利用した利用権の設定でありまして、受人の経営状況は議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第35号-83から118までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第35号-83から118について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第36号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見聴取について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第36号は、令和5年4月1に施行された、改正農業経営基盤強化促進法により、にかほ市が定めている、いわゆる「基本構想」を改正するため、改正案に対して意見を求められているものであります。

農業経営基盤強化促進法では、改正前から、都道府県には「基本方針」を定めることを求め、市町村は「基本構想」を定めることができることとされており、構想の策定及び変更にあたっては、農業者等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずることとされています。

にかほ市では合併後、「基本構想」を定め、随時変更してきてきたところです。今般の改正法の施行を受けて、秋田県では、6月に「基本方針」を改正、それを受けて、にかほ市でも「基本構想」を変更しようとするものです。

変更の概要については、本日お配りした、議案第36号の、農業委員会宛照会文書のががみ文をめぐってください。基本構想の変更要旨を添付しております。

主なものとしては、秋田県の基本方針に「農業を担う者の確

保・育成に関する方針」が追記されたことから、基本構想 9 ページの第 3 に同様の内容を追加しております。

また、改正法で「地域計画」の策定が法定化されたことから、基本構想 13 ページ中ほどに、地域計画策定のための協議の場の設置方法や地域計画の区域の基準等について追加しようとするものです。

◇議長

議案第 36 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないので、議案第 36 号について変更案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、同意することに決定し、変更案には特に異議の無い旨の意見書を提出することといたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前 10 時 30 分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和5年9月8日

議事録署名委員

総会議長 会長 印

委 員 5 番 印

委 員 6 番 印
